

院外処方せんに係る疑義照会簡素化プロトコル

保険薬局での患者待ち時間短縮および処方医・薬剤師の業務負担軽減の観点から、下記の項目については原則をふまえて、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項（※下記）に規定する医師の同意が得られたものとして取り扱う。プロトコルの効果等の確認や合意項目の見直し等は、必要に応じて行うものとする。

【原則】

- ◇ アドヒアランス向上に資する安定性・利便性向上のための変更
- ◇ 患者への服薬方法・安定性・価格など十分に説明し、同意を得た変更
- ◇ 先発医薬品において、変更不可の指示がある場合には、後発医薬品に変更できない
- ◇ 医療用麻薬および抗がん剤については対象外とする
- ◇ プロトコルに基づき処方変更し調剤した場合、変更について薬剤部に FAX 等で報告すること（薬剤部 FAX 番号：029-233-9178）

また、合意項目①~③の報告は、処方変更およびテンプレート入力で医師への報告とする

【合意項目】

- ① 一般名処方への変更
(例) ロキソプロフェン Na 錠 60mg 「日医工」⇒【般】ロキソプロフェン Na 錠 60mg
- ② 患者および家族等の希望による 一包化指示の追加および削除
※ただし、一包化不可の指示がある場合を除く。
- ③ 在宅材料・自己注射針の処方数の変更
- ④ 残薬調整
※次回の処方漏れを防ぐために、処方薬剤の削除は行わない。
※日数を延長する場合は、従来通り疑義紹介の対象とする。
- ⑤ 粉砕・半錠指示の追加
- ⑥ 週 1 回または月 1 回製剤等の処方日数の適正化
- ⑦ 外用薬の用法変更（添付文書に基づく用法への変更）
- ⑧ 外用薬の剤型変更

上記合意項目に関し変更して調剤した場合には、FAX での報告（当院HPにテンプレートあり使用可）を実施すること。それ以外の疑義照会については従来通り薬剤部（029-233-0048）への電話連絡とする。

※薬剤師法第 23 条第 2 項

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更してはならない。

令和 2 年 3 月 10 日 第 1 版

令和 6 年 2 月 20 日 第 2 版